

《議案》

1 報告事項

- (1) 会員加入状況
- (2) 理事の追加について
- (3) 2002 年度会費請求について
- (4) 学会ホームページのUMINへの移管作業の進捗状況について
- (5) 2003 年度研究大会の持ち方について

2 審議事項

- (1) 2001 年度事業報告・決算
- (2) 2002 年度事業計画（案）・予算（案）
- (3) 役員の改選について

3 協議事項

- (1) 2003 年度事業計画（案）・予算（案）
- (2) 今後の学会運営について

4 その他

《日時》 2003 年 1 月 25 日（土）午後 0 時 45 分～1 時

《会場》 東京都高齢者研究・福祉振興財団 15 階 多目的室

- 《資料》
- ① 会員加入状況
  - ② 2002 年度会費請求について
  - ③ 役員の改選について
  - ④ 2001 年度事業報告・決算
  - ⑤ 2002 年度事業計画（案）・予算（案）
  - ⑥ 2003 年度事業計画（案）・予算（案）

## 《資料》

### 会員加入状況（2003年1月25日現在）

- 個人会員 81名
- 学生会員 14名
- 法人会員 5法人

### 2002年度会費請求について

2001年度の活動実績を鑑み、01年度と02年度の2年分の会費を、あわせて1年分の会費請求とする。したがって、

- ①「01会費+02会費を支払済」の会員⇒今回は請求せず、02会費分を03年度会費に充当
- ②「01会費のみ支払済」の会員 ⇒今回は請求せず、03会費はふつうに請求
- ③「02会費のみ支払済」の会員 ⇒今回は請求せず、03会費はふつうに請求（該当者なし）
- ④「01会費+02会費ともに未払い」の会員⇒事情を説明し、1年分の会費を請求

なお、例外的な処理として、

- ① 01年度および02年度新規加入会員についても同様の扱いとし、1年分の請求をすること（02年度新規加入会員の回避を半額にするものではないこと）
- ② 法人会員については代表者に問い合わせ、特別措置かどうかの決定すること（法人によってはあらかじめ予算立てをしているところも多いので、支払いが一度途切れるのはややこしくなるため。ただし1社のみ昨年度予算措置ができなかったため未払いになっており、この法人会員については意向を尋ねた上で、特別措置を適用することも考える）

### 役員改選について

#### 第13条（役員任期）

- 1. 役員任期は、3年とする。役員再任は妨げない。
- 2. 補充により就任した役員任期は、残任期間とする。

#### 第15条（役員選出）

役員選出は、次のとおりとする。

- 1) 顧問は、代表理事の推挙により理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 2) 理事は、正会員、法人会員の代表者の中から、正会員、法人会員の代表者の互選により選出する。但し、若干名の非選出理事を代表理事が推薦し、理事会で決定することができる。
- 3) 代表理事は、理事の中から理事会が決定する。
- 4) 副代表理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の承認により決定する。

#### 付 則

- 1. この規約は、2000年6月1日より施行する。